

お知らせ

Information

子ども用品リユース市

子どもの成長に伴い家庭で不要になった子ども用品を回収し、希望者に無償で配布します。



この事業は「住民税1%町民予算枠制度」わくわくアイデア事業として採択された事業です。

◎開催日時、場所

6月21日(金)、
9月20日(金)、
12月20日(金)、
平成26年3月21日(金)
時間はいずれも午前10時～午前11時
場所は勤労福祉センター(エスペランス丸山)

◎リユース用品の収集

リユースボックスを下記の場所に置いて、用品を収集します。提供をお願いします。

役場、子育て支援センター“あぐびっぴ”、
オアシスセンター(保健センター)、児童館、
町内各保育園、ほくぷ幼稚園

※ 運営を手伝ってくれるボランティアを募集しています。

■実施主体 阿久比町 ■実施委託 NPO法人もやい
■問い合わせ先 子育て支援課 ☎(48)1111(内226・301)

私は守ります。電波のルール

電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日～6月10日

- ◆無線機の使用には技適マークの確認を!
- ◆電波の利用には、原則免許が必要!
- ◆外国規格の無線機は国内では使用できません。

■問い合わせ先 総務省東海総合通信局

【不法無線局の相談】

☎052(971)9107

【テレビなどの受信障害の相談】

☎052(971)9648



【技適マーク】

施設予約システムを一部停止

機器メンテナンス作業のため5月19日(日)午前8時30分～午後5時の間、インターネットからは、空き状況の確認のみとさせていただきます(終了時間については、作業の進み具合により前後することがあります。)。窓口については、通常どおり予約を受け付けます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

■問い合わせ先

検査財政課情報係 ☎(48)1111(内343)

施設使用料減免申請を受け付けます

平成25年10月使用分からの施設使用料減免申請の受け付けを行っています。判定シートをご覧になり減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類を添えて、5月31日(金)までに団体を所管する課へ提出してください。添付書類は、会員名簿、会則、決算書または予算書です。

■問い合わせ先 政策協働課 ☎(48)1111(内204・303)

判定シート

- ①国、県、町および町の機関が使用するとき
- ②町および町の機関が主催または共催するとき
- ③町内の各種団体が行政活動の協力目的などで使用するとき
- ④大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
- ⑤町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑥社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑦町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
- ⑧体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑨体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき

※ 新たに免除・減額を希望する団体は、体育協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)

※ 丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。冷暖房費は免除団体については免除しますが、その他の団体は徴収します。

